

もしかして…児童虐待？

虐待により、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。
虐待は、子供の穏やかな発育及び発達を損ない、子供の心身に
大変深刻な影響を及ぼします。

身体的虐待

- 叩く、殴る、蹴る等の暴力
- タバコの火を押し付ける
- 戸外に閉め出す
- 激しく揺さぶる

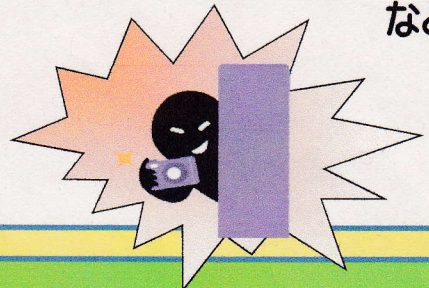
など



性的虐待

- 児童に対し淫行をする
- 性交を見せる
- 児童ポルノの被写体にする

など



ネグレクト

- 十分な食事を与えない
- 病気になっても医師に診せない
- 学校に登校させない

など



心理的虐待

- 児童の面前で配偶者やその他の家族に対し暴力を繰り返す
- 無視、拒否的態度
- 他の兄妹と比べ差別的な扱いをする

など



虐待かな？と思ったら
すぐに通報してください



警視庁少年育成課
ヤング・テレホン・コーナー
03-3580-4970 (24時間対応)

